

忠岡町加齢性難聴補聴器購入費用助成事業について (事前申請制)

概要

高齢者が補聴器を購入する場合に要する費用の一部を助成することにより、加齢性難聴による閉じこもりを予防し、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促進し、健康増進に資することを目的に、高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。

1. 対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

- 忠岡町の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の方。
- 町民税非課税世帯（申請月が 4 月から 5 月の場合は前年度の町民税、6 月から翌年 3 月の場合は当該年度の町民税を対象とする。）または生活保護受給中の方。
- 医師から補聴器が必要（両耳の聴力レベルがそれぞれ 40 デシベル以上）と認められた方。
- 身体障害者手帳（聴覚障害）を所持していない方。

2. 助成内容

- 左右いずれかの耳に装用する補聴器本体 1 台分の購入費用。1 人 1 回限り。
- 管理医療機器として認定された補聴器購入にかかる費用の 2 分の 1。
ただし、上限額 50,000 円。

△ 助成対象外

- 助成決定前に購入した機器。
- 故障、修理、メンテナンスなどの費用及び集音器の購入費並びに診察料、検査料、証明書料、送料その他購入のために要した費用。

3. 注意事項

- 助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。
- 決定通知書到着後に補聴器を購入のうえ、決定日から原則 2 か月以内に助成金を請求してください。
- 医療機関で診断を受けた結果、助成の対象とならない場合があります。

裏面に続く

4. 必要書類

申請時

- ① 加齢性難聴補聴器購入費用助成申請書
- ② 加齢性難聴補聴器購入費用助成医師意見書（身体障害者手帳指定医師作成のもの）
- ③ ②の意見書に基づき、言語聴覚士又は認定補聴器技能者が所属する補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

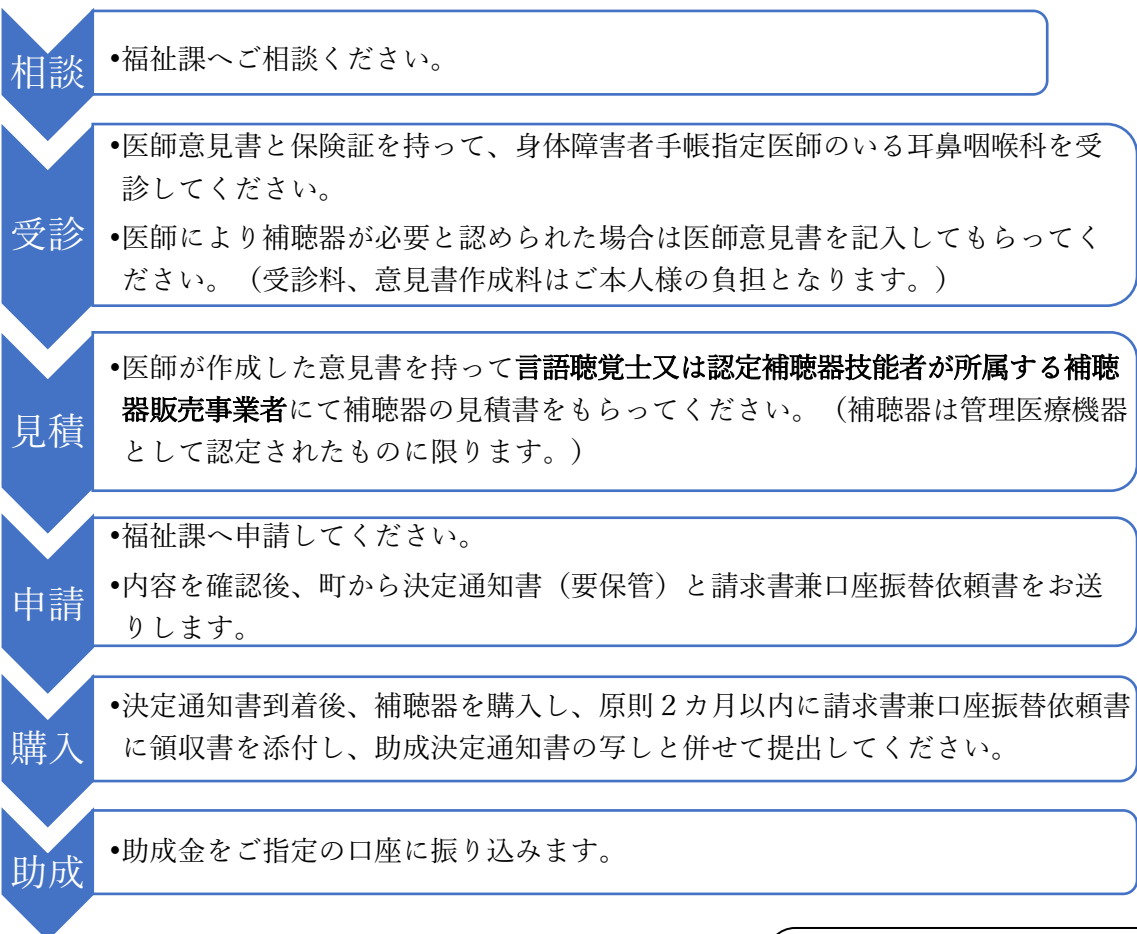
請求時

- ④ 加齢性難聴補聴器購入費用助成金請求書兼口座振替依頼書
- ⑤ 町から送付された助成決定通知書の写し
- ⑥ 補聴器の購入に係る領収書

※①②④⑤については指定様式、③⑥については任意様式です。



5. 助成の流れ



お問い合わせ先：
忠岡町健康福祉部福祉課
TEL 0725-22-1122 内線 204